

市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案

目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 市民公益法人の設立（第九条―第十八条）

第三章 市民公益法人の管理（第十九条―第三十四条）

第四章 市民公益法人の解散及び合併（第三十五条―第四十四条）

第五章 市民公益法人に対する監督（第四十五条―第四十八条）

第六章 市民公益法人センター（第四十九条―第五十三条）

第七章 雑則（第五十四条―第六十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地域社会においてその住民が自主的かつ積極的に参加して行う市民公益活動を推進す

るため、市民公益活動を行う団体に対して法律上の能力を与える手続を整備するとともに、市民公益活動を支援する等の措置を講じ、もって多様な価値観を有する住民が地域社会の構成員としての自覚と責任に基づいて公益の増進及び地域社会の特色ある発展に貢献する多元的な社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 この法律は、多様な価値観を有する住民の自発的意思に基づいて行われる市民公益活動の発展が、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に不可欠なものであることにかんがみ、市民公益活動を行う団体の自主性及び自立性を尊重して運用されなければならない。

2 市民公益活動を行う団体は、市民公益活動が多様な価値観を有する住民の自発的意思による参加を基本とするものであることにかんがみ、その組織及び運営については、民主的かつ公正なものとするようになければならない。

(定義)

第三条 この法律において「市民公益活動」とは、住民が一定の地域を基盤として行う教育若しくは科学の

振興、文化の向上、社会福祉への貢献、環境の保全又は国際的理解の増進を目的とする活動（これらの活動に関する連絡又は助成を行う活動を含む。）その他の公益を目的とする活動をいう。

2 この法律において「市民公益法人」とは、市民公益活動を行うことを目的とし、かつ、営利を目的としない団体であつて、次の各号のいずれにも該当し、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 社員の数が、十人以上であること。

二 第三十三条の規定により基本基金として保有する財産の価額が、五十万円以上であること。

三 社員の過半数が、当該団体の主たる事務所の所在地の都道府県の区域に住所を有する者であること。

四 役員のおよそ三分の二以上が、当該団体の主たる事務所の所在地の都道府県の区域に住所を有する者であること。

五 主として活動を行う区域が、当該団体の主たる事務所の所在地の都道府県の区域内にあること。

（名称の使用制限）

第四条 市民公益法人以外の者は、その名称中に、「市民公益法人」又はこれに紛らわしい文字を用いては

ならない。

(収益事業)

第五条 市民公益法人は、その行う市民公益活動に係る事業に支障がない限り、その収益を当該事業に充てるため、収益を目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる。

2 収益事業に関する会計は、当該市民公益法人の行う市民公益活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

第六条 市民公益法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第七条 市民公益法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

3 登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

(民法の準用)

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十三条及び第四十四条の規定は、市民公益法人について準用する。

第二章 市民公益法人の設立

(発起人)

第九条 市民公益法人を設立するには、その社員になろうとする十人以上の者が、発起人となることを要する。

(創立総会)

第十条 発起人は、設立趣意書、定款、事業計画書及び発起人名簿を作成し、これらを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、社員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、社員たる資格を有する者でその会議開催日までに発起人に対し社員となる旨を申し出たものの二分の一以上が出席して、その出席者の三分の二以上で決する。

(定款記載事項)

第十一条 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 役員に関する事項
- 五 社員の資格の得喪に関する事項
- 六 社員総会に関する事項
- 七 第三十三条の規定により基本基金として保有する財産その他資産に関する事項

八 会計に関する事項

九 収益事業を行う場合には、その種類その他その収益事業に関する事項

十 解散に関する事項

十一 定款の変更に関する事項

十二 公告の方法

2 前項第十号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、同一又は類似の目的を有する他の市民公益法人その他公益を目的とする活動を行う法人（営利を目的としない者に限る。）のうちから選定されるようにしなければならない。

（認可の申請）

第十二条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、主務省令で定めるところにより、申請書に定款、事業計画書その他主務省令で定める書類を添付して、その設立しようとする市民公益法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出し、設立の認可を申請しなければならない。

2 前項の申請書には、併せて役員及び社員の氏名及び住所を記載した書面その他第三条第二項各号に掲げ

る要件に該当することを証する書面を添付しなければならない。

- 3 発起人は、当該都道府県知事の要求があるときは、市民公益法人の設立に関する報告書を提出しなければならない。

(認可の基準)

- 第十三条 都道府県知事は、前条第一項の申請があつたときは、設立しようとする市民公益法人が第三条第二項の要件を欠くと認められる場合及び定款の内容又は設立の手續が法令の規定に違反すると認められる場合を除いては、その設立を認可しなければならない。

(認可の期間)

- 第十四条 都道府県知事は、第十二条第一項の申請があつたときは、申請書を受理した日から三月以内に、発起人に対し、書面により、認可又は不認可の通知をしなければならない。

- 2 都道府県知事が前項の期間内に同項の通知をしなかつたときは、その期間満了の日に、第十二条第一項の認可(以下「設立の認可」という。)があつたものとみなす。この場合には、発起人は、当該都道府県知事に対し、認可に関する証明書の交付を請求することができる。



3 都道府県知事が第十二条第三項の規定により報告書の提出を求めたときは、その提出を求めた日からその報告書が当該都道府県知事に到達するまでの期間は、第一項の期間に算入しない。

4 発起人が不認可の取消しを求める訴えを提起した場合において、裁判所がその取消しの判決をしたときは、その判決確定の日に設立の認可があったものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。

(認可の失効)

第十五条 設立の認可は、当該設立の認可のあった日から六月以内に主たる事務所の所在地において設立の登記の申請がされないときは、その効力を失う。

(事務引継)

第十六条 設立の認可があったときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならぬ。

(成立の時期)

第十七条 市民公益法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

(民法の準用)

第十八条 民法第五十一条第一項（法人設立の時に関する部分に限る。）、第六十五条及び第六十六条の規定は、市民公益法人の設立について準用する。

第三章 市民公益法人の管理

(役員の数)

第十九条 市民公益法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

(理事の職務)

第二十条 理事は、すべて市民公益法人の業務について、市民公益法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

(業務の決定)

第二十一条 市民公益法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(監事の職務)

第二十二条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - 二 市民公益法人の財産の状況を監査すること。
  - 三 前二号の規定による監査の結果、市民公益法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会に報告すること。
  - 四 前号の報告をするために必要がある場合には、理事に対して社員総会の招集を請求すること。
  - 五 理事の業務執行の状況又は市民公益法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。
- (監事の兼職禁止)

第二十三条 監事は、理事又は市民公益法人の職員を兼ねてはならない。

(役員の欠格事由)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、市民公益法人の役員になることができない。

- 一 禁治産者又は準禁治産者
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまで

の者

四 前号に該当する者を除き、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五 第四十八条の規定により設立の認可を取り消された市民公益法人の設立の認可の取消し当時の役員で、設立の認可を取り消された日から三年を経過しないもの

(役員の親族等の排除)

第二十五条 役員のうちには、それぞれの役員について、当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(役員選挙等)

第二十六条 理事は、定款で定めるところにより、社員総会において、社員のうちから、これを選挙する。ただし、設立当時の理事は、創立総会において、社員になろうとする者のうちから、これを選挙する。

2 監事は、定款で定めるところにより、社員総会において、これを選挙する。ただし、設立当時の監事は、創立総会において、これを選挙する。

3 役員が欠けた場合において、社員総会を招集することができない特段の事情があると認められるときは、前二項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、役員を選任することができる。

4 前項の場合においては、選任後最初に招集される社員総会において、その承認を得なければならない。この場合において、社員総会の承認が得られないときは、その役員は、解任されたものとみなす。

(役員欠員補充)

第二十七条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員任期)

第二十八条 役員任期は、二年以内において定款で定める。ただし、再任を妨げない。

(役員変更届出等)

第二十九条 市民公益法人は、その役員又は社員の氏名又は住所に変更があったときは、主務省令で定めるところにより、その変更があった日の翌日から起算して、役員にあっては二週間以内に、社員にあっては一月以内に、その変更に係る事項を、当該市民公益法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

に届け出なければならない。

(定款の変更)

第三十条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、総社員の二分の一以上が出席し、その出席者の三分の二以上の多数をもってしなければならない。

3 定款の変更（主務省令で定める事項に係るものを除く。）は、その市民公益法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第十二条から第十四条までの規定は、前項の認可について準用する。

5 市民公益法人は、第三項の主務省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その変更に係る事項を当該市民公益法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

(会計年度)

第三十一条 市民公益法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

ただし、定款で特別の定めをする場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、その会計年度の開始の日から末日までの期間は、一年としなければならない。

3 市民公益法人の最初の会計年度は、第一項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わる。ただし、同項ただし書の場合においては、その最初の会計年度は、その成立の日に始まり、その後最初の会計年度の末日に終わる。

(事業報告書等の備置き、提出及び閲覧)

第三十二条 市民公益法人は、毎会計年度終了後二月以内に、主務省令で定めるところにより、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書（収益事業については損益計算書）及び役員（これに準ずる者として主務省令で定める者を含む。）の報酬に関する事項を記載した書面を作成し、これらを各事務所に備え置かなければならない。

2 理事は、前項の書類を監事に提出しなければならない。

3 市民公益法人は、毎会計年度終了後二月以内に、主務省令で定めるところにより、第一項の書類の写し

を当該市民公益法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4 社員その他の利害関係人は、理事に対し、第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合において、理事は、正当な理由がなくて、これを拒んではならない。

5 第一項の書類のうち会計に関する書類については、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算し、これに基づいて作成されるものとする。

(基本基金の保有)

第三十三条 市民公益法人は、主務省令で定める確実な方法により、一定の財産を基本基金として保有しなければならない。

(民法等の準用)

第三十四条 民法第五十四条から第五十七条まで及び第六十条から第六十六条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第一項の規定は、市民公益法人の管理について準用する。この場合において、民法第五十五条中「定款、寄附行為」とあるのは、「定款」と読み替えるものとする。

第四章 市民公益法人の解散及び合併



(解散事由)

第三十五条 市民公益法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 定款で定めた解散事由の発生
- 二 目的とする事業の成功又はその成功の不能
- 三 社員総会の決議
- 四 合併
- 五 破産
- 六 第四十八条の規定による設立の認可の取消し
- 2 前項第二号に掲げる事由による解散はその市民公益法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を、同項第三号に掲げる事由による解散は当該都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 第十二条から第十四条までの規定は、前項の認定及び認可について準用する。
- 4 清算人は、市民公益法人が第一項第一号又は第五号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞な

く、その旨を当該市民公益法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならぬ。

(残余財産の帰属)

第三十六条 解散した市民公益法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除き、当該市民公益法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対する清算結了の届出の時ににおいて、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないとき又は定款に定める残余財産の帰属すべき者が存在しないときは、解散した市民公益法人の残余財産は、当該解散した市民公益法人の目的と同一又は類似の目的を有する他の市民公益法人（その主たる事務所の所在地が当該解散した市民公益法人の主たる事務所の所在地と同一の都道府県の区域にある者に限る。）のうちから、当該都道府県知事が選定した者に帰属する。

3 前二項の規定により処分されない残余財産は、解散した市民公益法人の主たる事務所の所在地の都道府県に帰属する。

(合併)

第三十七条 市民公益法人は、他の市民公益法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十八条 市民公益法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、総社員の四分の三以上の多数をもってしなければならない。

3 合併は、合併後存続する市民公益法人又は合併によって設立する市民公益法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 前項の認可をした都道府県知事は、当該合併によって消滅することとなる市民公益法人が他の都道府県知事の設立の認可（当該市民公益法人が合併によって設立された者である場合には、当該合併に係る同項の認可。第四十六条から第四十八条までにおいて同じ。）を受けた者であるときは、遅滞なく、当該市民公益法人が合併によって消滅することとなる旨を当該他の都道府県知事に通知しなければならない。

5 第十二条から第十五条までの規定は、第三項の認可について準用する。

第三十九条 市民公益法人は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日（前条第五項

において準用する第十四条第二項又は第四項の規定により、前条第三項の認可があつたものとみなされたときは、当該認可があつたものとみなされた日）から二週間以内に、主務省令で定めるところにより、財産目録及び貸借対照表を作成し、これらをその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 市民公益法人は、前項の期間内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回つてはならない。

第四十条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、市民公益法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

第四十一条 合併により市民公益法人を設立する場合には、定款の作成その他市民公益法人の設立に関する事務は、各市民公益法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第四十二条 合併後存続する市民公益法人又は合併によって設立した市民公益法人は、合併によって消滅した市民公益法人の一切の権利義務（当該市民公益法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

（合併の時期）

第四十三条 市民公益法人の合併は、合併後存続する市民公益法人又は合併によって設立する市民公益法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

（民法等の準用）

第四十四条 民法第六十九条、第七十条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十六条から第三十七条ノ二までの規定は、市民公益法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十七条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは、「主たる事務所ノ所在地ヲ管轄スル都道府県知事」と読み替えるものとする。

第五章 市民公益法人に対する監督

## (報告及び検査)

第四十五条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において事業を行う市民公益法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、当該市民公益法人に対し、その業務若しくは会計の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該市民公益法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## (改善命令等)

第四十六条 都道府県知事は、その設立の認可を受けた市民公益法人が、第三条第二項の要件を欠くに至ったときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該市民公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずること

ができる。

2 市民公益法人が前項の規定による都道府県知事の命令に従わないときは、当該都道府県知事は、当該市民公益法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の見解を勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により役員の見解を勧告しようとする場合には、当該市民公益法人に、当該都道府県知事の指定した職員に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、当該市民公益法人に対し、あらかじめ、書面をもって、弁明をすべき日時、場所及びその勧告の原因となる事実を通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた市民公益法人は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

5 第三項の規定による弁明を聴取した者は、聴取書及び当該勧告をする必要があるかどうかについての意見を付した報告書を作成し、これを同項の都道府県知事に提出しなければならない。

6 都道府県知事は、他の都道府県知事の設立の認可を受けた市民公益法人で当該都道府県の区域内におい

て事業を行うものに対し、当該都道府県の区域内における業務に関し、第一項の規定の例により必要な措置を採るべき旨を命じ、又は第二項の規定の例により業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

る。

7 都道府県知事は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を当該市民公益法人の設立の認可をした都道府県知事に通知しなければならない。

#### (収益事業の停止)

第四十七条 都道府県知事は、その設立の認可を受けた市民公益法人が第五条第一項の規定により収益事業を行う場合において、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該市民公益法人に対し、その収益事業の停止を命ずることができる。

- 一 当該市民公益法人が定款で定められた収益事業以外の収益事業を行うこと。
- 二 当該市民公益法人が当該収益事業から生じた収益を当該市民公益法人の行う市民公益活動に係る事業以外の目的に使用すること。
- 三 当該収益事業の継続が当該市民公益法人の行う市民公益活動に係る事業に支障があること。



(設立の認可の取消し)

第四十八条 都道府県知事は、その設立の認可を受けた市民公益法人が、第四十六条第一項若しくは第二項の規定による命令に従わない場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき又は正当な理由がなくて二年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、当該設立の認可を取り消すことができる。

2 前項の規定による設立の認可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該市民公益法人から請求があつたときは、公開により行わなければならない。

## 第六章 市民公益法人センター

(市民公益法人センター)

第四十九条 市民公益法人は、全国を単位として、市民公益法人を会員とし、その名称中に市民公益法人センターという文字を用いる民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 市民公益法人センター(以下「センター」という。)は、全国を通じて一個とする。

(名称の使用制限)

第五十条 センター以外の者は、その名称中に、「市民公益法人センター」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(加入)

第五十一条 センターは、市民公益法人がセンターに加入しようとするときは、正当な理由がなくて、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。

(センターの業務)

第五十二条 センターは、市民公益法人の適正な運営に資することを目的とし、次に掲げる業務を行う。

- 一 市民公益法人の運営に関する連絡、助言及び指導
  - 二 市民公益法人に関する情報の提供
  - 三 会員たる市民公益法人から提出された第三十二条第一項の書類の写しの管理及びその内容の公開
- 2 センターは、前項第三号に掲げる業務を電子情報処理組織により行うよう努めなければならない。

(会員名簿の閲覧)

第五十三条 センターは、会員の名簿を一般の閲覧に供しなければならない。

## 第七章 雑則

### (税制上の優遇措置等)

第五十四条 国及び地方公共団体は、市民公益活動を推進するため、市民公益法人が一般からの寄附金を募集することを容易にするための措置等必要な税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、市民公益活動を推進するため、必要な財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めなければならない。

### (国民の理解を深めるための措置)

第五十五条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、市民公益活動に関する国民の理解を深めるための措置を講ずるよう努めなければならない。

### (主務省令)

第五十六条 この法律において主務省令は、市民公益法人が行う市民公益活動に係る事業を所管する大臣の発する命令とする。

### (罰則)

第五十七条 第四十六条第二項若しくは第六項（同条第二項の規定の例による部分に限る。）又は第四十七条の規定による命令に違反する行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第四十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して各本条の罰金刑を科する。

第六十条 次の各号の一に該当する場合においては、市民公益法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第一項の規定に基づく政令の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。
- 二 第十八条において準用する民法第五十一条第一項の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 三 第二十九条又は第三十条第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第三十二条第一項の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若

しくは不実の記載をしたとき。

五 第三十二条第三項の規定に違反して、書類の写しを提出せず、又は不実の記載をした書類の写しを提出したとき。

六 第三十二条第四項の規定に違反して、正当な理由がなくて書類の閲覧を拒んだとき。

七 第三十九条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

八 第三十九条第二項又は第四十条第二項の規定に違反したとき。

九 第四十四条において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をしなかったとき。

十 第四十四条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

第六十一条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第四条又は第五十条の規定に違反した者

二 第五十三条の規定に違反して、正当な理由がなくて名簿の閲覧を拒んだ者

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律による市民公益法人制度の実施の状況を勘案し、必要があると認めるときは、公益法人制度その他営利を目的としない法人制度の全般に関する検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(名称の使用制限に関する経過措置)

3 この法律の施行の際現にその名称中に「市民公益法人」若しくは「市民公益法人センター」又はこれらに紛らわしい文字を用いている者については、第四条又は第五十条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(認可等の期間に関する経過措置)

4 この法律の施行後六月を経過する日までの間にされる第十二条第一項の申請に係る第十四条（第三十条第四項、第三十五条第三項及び第三十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第十四条第一項中「三月以内」とあるのは、「この法律の施行後九月を経過する日までの期間内」とする。





## 理由

多様な価値観を有する住民が地域社会の構成員としての自覚と責任に基づいて公益の増進及び地域社会の特色ある発展に貢献する多元的な社会を実現することの重要性にかんがみ、地域社会においてその住民が自主的かつ積極的に参加して行う市民公益活動を推進するため、市民公益活動を行う団体に対して法律上の能力を与える手続を整備するとともに、市民公益活動を支援する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。